

図書館利用カード作成時の勤務証明の提出について

石垣市立図書館では、石垣市に住民登録がない方であっても、石垣市に事業所登録のある勤務先に通勤されている方は、利用カードを作ることができます。

利用カード作成の際には、勤務確認のため勤務証明が必要となりますので、下記証明書を勤務先にて発行してもらい、利用カード申込書と住所・氏名・生年月日が確認できるもの（運転免許証・健康保険証、マイナンバーカード等）とともに提出してください。

石垣市以外の本社からしか勤務証明書がもらえない場合も、必ず証明をとってください。

※ 雇用期間の定められている場合は、欄内に期間を明記してください。

※ 利用カードの有効期限は1年（年度末3月31日まで）となっております。

（雇用期間が1年未満の場合は、満了日までとなります。）

※ 有効期限後のご利用の際には、再度、勤務証明書の提出をお願いします。

お問合せ先 石垣市立図書館

TEL 0980-83-3862

FAX 0980-83-1645

勤 務 証 明 書

住 所	〒 ー
ふりがな	
氏 名	
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで

※ 雇用期間が定められている場合のみご記入ください。

上記の者は、当事業所において勤務していることを証明します。

令和 年 月 日（勤務証明書有効期限：交付から3ヵ月以内）

事業所の名称： _____

代表者氏名： _____ 印（法人印）

勤務先の住所：石垣市 _____

電話番号： _____ 担当者氏名： _____